

この手帳の取扱いについて

- この手帳は本校生徒の身分を証明するものであるから、登校の際には必ず携帯すること。
- この手帳は生徒の明朗健全な学校生活を指導するため、また、学校と家庭との通信連絡を図るためのものであるから、大切に取扱い、十分に活用すること。
- この手帳による通信事項は次の通りである。
 - 学校より……教育上の用件またはその照会、下校時刻証明、その他。
 - 家庭より……欠席・遅刻・早退・欠課・忌引の届出、本手帳によって照会した事項に対する回答、その他。
- 保護者および教師はその都度所定欄に捺印する。

粟ヶ沢中学校校歌

北総の
風おだやかな花の丘
若人つどい陸みあう
こ、粟ヶ沢
ひばりも鳴くよ
あ、粟ヶ沢
松戸栗中わが母校

真善美
かかげて伸ばす月の丘
若人つどい陸みあう
こ、粟ヶ沢
もすもたけるよ
あ、粟ヶ沢
松戸栗中わが母校

作詞 山口 典子
作曲 藤井 邦子

もくじ

- この手帳の取扱いについて・校歌 ……見返し
- もくじ ……2
- 学校教育目標 ……3
- 学校の沿革 ……4
- 生徒会会則 ……8
- 生徒会組織図 ……12
- 生徒会選挙規定 ……13
- 相談室の利用について ……16
- 授業の約束「あ、かしこい」 ……17
- 姿勢を正しくしよう！ ……18

時間割 予定表・住所録
連絡欄 おぼえ
語 扇 欄

学校教育目標
夢を持ち、希望に燃え、努力する生徒

校章について
まん中に粟中の文字をおき、栗中から上下左右に光がのびて発展する栗中をあらわす。さらに上下の光にペン、左右の光に松戸の松葉を配して、松戸市民としての市民意識を高めるとともに、勉学にいそむ栗中をあらわす。(昭和45年6月15日制定)

学校の沿革

4. 1 三中、四中、小倉中より分離生徒294名、職員16名で開校
初代校長 鈴木喜代幸
4. 1 生徒566名(14学級) 職員24名
3. 17 第1回卒業式(卒業生149名)
4. 1 生徒695名(17学級) 職員30名
6. 22 プール完成
3. 8 6教室増築完成
4. 1 生徒810名(19学級) 職員30名
10. 9 北校舎(普通教室6 特別教室4)完成
4. 1 生徒903名(21学級) 職員37名
4. 1 生徒1115名(26学級) 職員44名
3. 20 北校舎(普通教室11)完成
4. 1 第二代校長 大崎 博
4. 1 生徒1307名(30学級) 職員50名
4. 1 生徒1476名(34学級) 職員56名
4. 1 第三代校長 尾山 裕
学区変更により生徒174名(2年)根本内中に分離 特殊学級(知的障害)新設
生徒1196名(29学級) 職員49名
4. 1 生徒1037名(26学級) 職員45名
6. 15 創立10周年記念式典

4. 1 生徒1112名(27学級) 職員46名
6. 30 尾山 裕校長死去
8. 1 第四代校長 渡辺幸三郎
4. 1 生徒1099名(27学級) 職員45名
4. 1 生徒1172名(29学級) 職員46名
4. 1 第五代校長 文入 榮
生徒1172名(29学級) 職員49名
2. 1 格校場完成
4. 1 生徒1195名(29学級) 職員51名
4. 1 生徒1132名(28学級) 職員50名
4. 1 生徒1098名(27学級) 職員48名
4. 1 第六代校長 佐藤時昭
生徒1029名(26学級) 職員46名
4. 1 生徒977名(25学級) 職員44名
4. 1 生徒927名(24学級) 職員43名
5. 10 創立20周年式典
2. 3. 20 弓道場完成
4. 1 生徒855名(25学級) 職員44名
4. 1 第七代校長 木村嘉男
生徒824名(23学級) 職員42名
2. 10 食堂完成
4. 1 生徒789名(22学級) 職員43名
10. 6 大規模改修工事完了
5. 4. 1 生徒739名(21学級) 職員41名
6. 4. 1 第八代校長 東田直久
生徒709名(20学級) 職員38名

7. 4. 1 生徒675名(20学級) 職員39名
8. 4. 1 生徒671名(20学級) 職員41名
9. 4. 1 生徒600名(19学級) 職員41名
10. 4. 1 生徒568名(18学級) 職員38名
4. 1 第九代校長 福島 明
11. 4. 1 生徒566名(17学級) 職員33名
12. 2. 15 新体育館完成
12. 4. 1 生徒583名(17学級) 職員37名
13. 4. 1 生徒556名(17学級) 職員37名
第十代校長 根本 電治
14. 4. 1 生徒539名(17学級) 職員37名
15. 4. 1 生徒489名(15学級) 職員34名
第十一代校長 中村 準
16. 5. 1 生徒441名(13学級) 職員33名
17. 4. 1 第十二代校長 家崎 義明
5. 1 生徒407名(13学級) 職員32名
18. 5. 1 生徒385名(14学級) 職員33名
19. 4. 1 第十三代校長 竹内 光生
5. 1 生徒389名(15学級) 職員35名
20. 5. 1 生徒397名(15学級) 職員36名
21. 4. 1 第十四代校長 加藤 博之
5. 1 生徒410名(15学級) 職員36名
22. 5. 1 生徒409名(15学級) 職員39名
23. 4. 1 第十五代校長 金子 邦晃
5. 1 生徒436名(16学級) 職員40名
24. 5. 1 生徒435名(16学級) 職員41名

25. 5. 1 生徒442名(17学級) 職員47名
26. 4. 1 第十六代校長 菊池 滋訓
5. 1 生徒421名(17学級) 職員46名
27. 5. 1 生徒429名(16学級) 職員47名
28. 4. 1 第十七代校長 小川 昌昭
5. 1 生徒445名(15学級) 職員49名
29. 5. 1 生徒421名(15学級) 職員44名
30. 4. 1 第十八代校長 近松 真哉
5. 1 生徒415名(15学級) 職員39名
- 元. 5. 1 生徒365名(12学級) 職員36名

令和2年3月末 卒業生総数 11,889名

生徒会会則

第1章 名 称
第1条 本会は粟ヶ沢中学校生徒会と称する。

第2章 目 的
第2条 本会は会員各自の自主的精神を尊重し、生徒の自主的な活動を促して、社会人としての自覚と責任を身につけ、健康な身体と豊かな趣味情操を養い、個性の伸長を図ることを目的とする。

第3章 会 員
第3条 本会の会員は本校生徒全員とする。

第4章 生徒会役員会
第4条 本会の生徒会役員は次の通りとする。
会 長 1名 副会長 2名
総 務 6名

第5条 生徒会役員は選挙規定によって選出されこれを学校長が任命する。

第6条 1. 会長は本会の代表者で、本会の運営の中心となり、総会、中央委員会、生徒会役員会等を開く。
2. 副会長は会長をたすけ会長が事故あるときは、これに代わる。

第7条 1. 生徒会役員の任期は12ヶ月とする。
2. 生徒会役員は学級委員・専門委員を兼任できない。

第8条 1. 生徒会役員会は原則として週1回の定例会をもつ。但し、会長は必要に応じて臨時生徒会役員会を開催できる。
2. 生徒会役員会は次の仕事を任務とする。
A 予算、決算の原案作成。
B 総会、中央委員会等を運営する。

第5章 総 会
第9条 総会は本会最高の議決権をもち、会員の3分の2以上の出席によって成立し、次の事項について審議し、過半数で議決する。
1. 会則の改正 2. 予算、決算の承認 3. その他必要な事項

第10条 次の場合総会を開催する。
1. 年1回、年度頭初に開催する(定期総会)
2. 次の場合、臨時に総会をもてる(臨時総会)
(1) 会長が必要と認めた場合
(2) 中央委員会の過半数の要求があった場合
(3) 会員の3分の1の要求があった場合

第11条 総会は過半数の賛成によって生徒会役員不信任を議決することができる。

第6章 中央委員会
第12条 中央委員会は、生徒会役員、各学級から選ばれた男女各1名ずつの学級委員および各専門委員長から成り、中央委員会の3分の2以上の出席によって成立し次の事項について審議し、総会に次ぐ議決権を持つ。また、必要に応じて、各部長を召集できる。
1. 予算審議 2. 事業計画 3. その他必要な事項

第13条 中央委員会は原則として月1回の定例会を持つ。ただし、会長は必要に応じて臨時中央委員会を開催できる。

第7章 拡大中央委員会
第15条 拡大中央委員会は、生徒会役員、各学級から選ばれた男女各1名ずつの学級委員、各専門委員長および各部長の参加者を構成員とする。

第16条 合同委員会は次のことを行う。
1. 予算審議 2. その他必要な事項

第8章 会 計
第17条 各専門委員会は、各学級から選出された人数により構成され、生徒会発展を目的として活動し原則として月2回の定例会を持つ。

第18条 専門委員会の結成、廃止は委員会協議会の決議に基づいて、学級委員の3分の2以上の賛成によって成立する。

第9章 部 活 動
第19条 1. 本会の目的を達成するために、会員は各種の部に参加して活動する。
2. 各部の部長によって、部長会を構成する。

第20条 1. 部の新設、廃止は、部長会の決議に基づいて、中央委員の3分の2以上の賛成によって成立する。
2. 顧問のない場合は、これを廃止する。

第10章 会 計
第21条 本会の会費として、会費は年額1800円を徴収するものとする。但し、総会の承認によってこの額は変更できる。

第22条 本会の予算、決算は生徒会役員が原案を作成し、拡大中央委員会がこれを討議し、総会の承認を得なければならぬ。

第23条 会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

第11章 顧 問
第24条 本会の各部に顧問としてむかえる。

第25条 学校長は最高顧問とする。

第12章 附 則
第26条 この会則は平成元年11月2日より施行する。

各部長を召集できる。

1. 予算審議 2. 事業計画 3. その他必要な事項

第13条 中央委員会は原則として月1回の定例会を持つ。ただし、会長は必要に応じて臨時中央委員会を開催できる。

第14条 中央委員会は過半数の賛成によって、生徒会役員不信任を議決できる。

第7章 拡大中央委員会
第15条 拡大中央委員会は、生徒会役員、各学級から選ばれた男女各1名ずつの学級委員、各専門委員長および各部長の参加者を構成員とする。

第16条 合同委員会は次のことを行う。
1. 予算審議 2. その他必要な事項

第8章 会 計
第17条 各専門委員会は、各学級から選出された人数により構成され、生徒会発展を目的として活動し原則として月2回の定例会を持つ。

第18条 専門委員会の結成、廃止は委員会協議会の決議に基づいて、学級委員の3分の2以上の賛成によって成立する。

第9章 部 活 動
第19条 1. 本会の目的を達成するために、会員は各種の部に参加して活動する。
2. 各部の部長によって、部長会を構成する。

第20条 1. 部の新設、廃止は、部長会の決議に基づいて、中央委員の3分の2以上の賛成によって成立する。
2. 顧問のない場合は、これを廃止する。

第10章 会 計
第21条 本会の会費として、会費は年額1800円を徴収するものとする。但し、総会の承認によってこの額は変更できる。

第22条 本会の予算、決算は生徒会役員が原案を作成し、拡大中央委員会がこれを討議し、総会の承認を得なければならぬ。

第23条 会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

第11章 顧 問
第24条 本会の各部に顧問としてむかえる。

第25条 学校長は最高顧問とする。

第12章 附 則
第26条 この会則は平成元年11月2日より施行する。

生徒会組織図

```

  生徒総会
  |
  |----- 生徒会本部 -----|
  |                             |
  |----- (拡大)中央委員会 -----|
  |                             |
  |----- 部長会 -----|
  |                             |
  |----- 運動部 -----|
  |                             |
  |----- 文化部 -----|
  |
  |----- 学年委員会 -----|
  |                             |
  |----- 専門委員会 -----|
  |                             |
  |----- 学級会 -----|
  |                             |
  |----- 生 学 模 歌 広 保 放 -----|
  |     活 地 声 声 報 健 音 送 -----|
  |     習 美 委 委 委 委 委 -----|
  |     員 員 員 員 員 員 員 -----|
  |     会 会 会 会 会 会 会 -----|
  |
  |----- (選挙管理委員会) -----|
  |
  |----- (体育祭実行委員会) -----|
  
```

生徒会選挙規定

第1条 この選挙規定は、生徒会長及び副会長・総務選出のために設けたものである。

第2条 生徒会会員は、すべて選挙権を有する。ただし、選挙投票日に欠席した場合は、この権利を失う。

第3条 生徒会会員は、すべて選挙義務を有する。

第4条 選挙管理委員会は各学級1名ずつで構成されて選挙事務を管理運営する。また、1名の選挙管理委員長を選挙管理委員の互選により決定する。名称を選挙管理委員会とする。

第5条 選挙告示は、生徒会役員会から要請があったから1週間以内とする。
立候補届出は、告示より1週間以内の昼休み及び授業終了後5時までに選挙管理委員会に届出するものと定め、かつ選挙日は立候補届出締切より10日以内とする。選挙日程のくわしい計画は選挙管理委員会が特に定める。

第6条 選挙会場は、選挙管理委員会が定める。

第7条 選挙人名簿は、告示より3日以内に、選挙管理委員が選挙管理委員会に提出し、委員長はこれを確認する。

第8条 投票方法は、選挙管理委員会が定め、投票用紙は、選挙管理委員が準備するものとする。

第9条 投票には、選挙管理委員が立ち会う。

第10条 選挙運動は、次の形式に従うものとする。
1. 選挙運動期間は、立候補届出より投票日前日の午後5時までの間とする。
2. (a)ポスターによる。(b)立候補者自身の選挙放送による。(c)立会演説会による。(d)立候補者自身の学級訪問による。
3. 2の(2)の細部については選挙管理委員が立候補者に指示する。
4. 選挙運動委員の中から責任者を1名選ぶ。立候補届出日にその氏名及び所属学級を選挙管理委員会に報告するものとする。
5. 選挙管理委員は、一切の選挙運動に関与できない。
6. 選挙運動は学校内に限る。

第11条 投票用紙は役職別に全候補者名を載せ、投票方法は次の通りとする。
1. 競争選挙の場合は、定数内で指示する候補者名に○印をつける。
2. 信任投票の場合は、信任する者に○印をつける。
3. 無効投票となるのは次の通りである。
イ. 競争選挙の場合、定数をこえて印をつけた場合は無効とする。
ロ. 信任投票の場合、2に準じていない場合は無効とする。

第12条 開票の際の規定は次の通りとする。
1. 競争選挙の場合は、得票数に定員までの者を当選とする。
2. 信任投票の場合は、信任投票数が有効投票総数の過半数を越えた者を当選とする。

第13条 委員会は、選挙記録を作成し、各生徒会委員の任期中は、これを保管する。

第14条 第10条各項に違反した場合は、その他中学生らしくない選挙運動を行った時は、直ちに委員長は学校長に報告し、立候補中の者は、失格とする。この場合は、委員会が別に基準を設けて補充選挙を行う。

第15条 選挙管理委員が立候補をする場合は委員を辞職した後行う。委員に欠員を生じた場合は、その学級は直ちにその補充を行う。

第16条 この選挙規定の改正は生徒会が行う。

第17条 この選挙規定は平成元年11月2日より施行する。

「相談室」の利用について

中学生になると、学校・家庭・友だち・進路・体の変化など、様々な問題を考えたり悩んだりする機会が増えますが、これは人が成長するための自然な過程です。そのような時、誰かに聞いてもらったり相談することで、ほっとしたり、前に進む元気が出る場合があります。相談室を気軽に利用してください。

1) 相談日：原則として、毎週水曜日の昼休みと放課後。昼休みは自由に入れますが、午後5時までの放課後は、個別相談の予約をした人の時間です。

2) 開設場所：南校舎3階の東階段を上ってすぐ角の部屋

3) 利用方法：個別相談希望者は、昼休みか放課後に相談室で、または保健室で予約してください(相談室の予約は授業が優先となります)。相談室のドアに「相談中」の札がかかっているときは入室できません。用事のある人はノックをしてください。

※ また、上記以外でも教育相談窓口があります。どんなことでも予約なしで相談にのります。
(相談員)
・教頭、養護、SC